

平成 25 年 1 月 7 日

各 位

にいかわ信用金庫

当金庫の中小企業金融円滑化法期限到来後の対応方針について

当金庫は平成 25 年 3 月の中小企業金融円滑化法期限
到来後もお客さまの申込みやご相談には引き続き真摯に
対応してまいります。

当金庫は、金融円滑化のための基本方針を策定し、取引先である地域の
中小企業および個人のお客さまに対し、必要な資金を安定的に供給し、
また、サポートが必要な場合には経営改善支援を行うなど、地域金融の
円滑化に努めてまいりました。

こうした取組みを自らの社会的使命と考え、中小企業金融円滑化法の
有無にかかわらず、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の申込み
やご相談があった場合には、同法の適用期限到来後もこれまで同様に中小
企業者等の金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

以上